

区民の健康づくり 総合計画

概要版

～やさしいまちで育てよう～

みんなの健康 すみだの健康



すみだ健康区宣言

平成 18 年（2006 年）3 月

墨田区

区民の健康づくり総合計画 概要版

目次

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置付け	1
3	計画期間と計画の見直し	1
4	計画の特色	2
5	施策の体系	3
6	現状と目指す数値目標（一覧）	5
7	区民一人ひとりの健康づくりを支援する	8
8	親と子の健康づくりを支援する	13
9	だれもが生きがいを持って暮らせる地域づくりを支援する	16
10	生活環境における保健衛生上の安全と安心を確保する	19
11	適切な保健医療体制づくりを進める	23
12	計画の推進体制・評価体制	25

1

計画策定の趣旨

墨田区では、区民の健康で生きがいのある生活の実現を目的に、昭和 58 年（1983 年）12 月に「区民の健康づくり総合計画」を策定し、昭和 59 年（1984 年）10 月には「すみだ健康区宣言」を行いました。平成 13 年（2001 年）には現在の「区民の健康づくり総合計画」を策定し、区民と区が一体となって総合的・体系的に区民の健康づくりの取り組みを進めてきました。

しかし、生活習慣病患者及びその予備軍の増加は止まることなく続いており、区民の主体的な健康づくりを支援し、疾病そのものを予防する施策の充実とともに、疾病の早期発見、早期治療及びリハビリテーションに至る総合的な地域保健体制を構築していくことが一層重要となっています。

「区民の健康づくり総合計画」（以下、「本計画」という。）は、墨田区基本構想で示されている「生涯にわたり、健康に暮らせるしくみをつくる」ことを目標として、元気に生まれ・元気に育ち・元気に長生きするために、健康への関心や知識を高めるとともに、地域保健医療体制を充実し、生涯にわたるところとからだの健康づくりを進めることを目的としています。その目的を達成するために、諸施策の方向性を明確にしたうえで、推進のための数値目標を定めるとともに適切な評価を実施し、墨田区の健康づくり関連施策を展開します。あわせて、食の安全確保、生活環境、感染症への対応等、区民の安心・安全を支えるために、生活衛生・環境衛生等を含めた幅広い分野についても施策を展開します。

2

計画の位置付け

本計画は、上位計画にあたる「墨田区基本構想」、「墨田区基本計画」の健康に関する施策及び基本的な考え方を踏まえながら、関連計画である「墨田区地域福祉計画」、「墨田区次世代育成支援行動計画」、「すみだノーマライゼーション推進プラン 21」、「墨田区高齢者保健福祉総合計画」、「墨田区介護保険事業計画」等との整合性をもったものとして定めています。

3

計画期間と計画の見直し

本計画は、平成 18 年度（2006 年度）から平成 27 年度（2015 年度）までの 10 年を計画期間とします。平成 22 年度（2010 年度）を目途に中間評価を行い、社会情勢の変化等も考慮しながら必要に応じて見直しを行います。

4

計画の特色

本計画は、墨田区の健康づくりにおける総合的な計画であるとともに、国の「健康日本21」、「健やか親子21」の墨田区版としての視点や取り組みを具体的に表現した計画となっています。

(1) 生活習慣病予防の推進

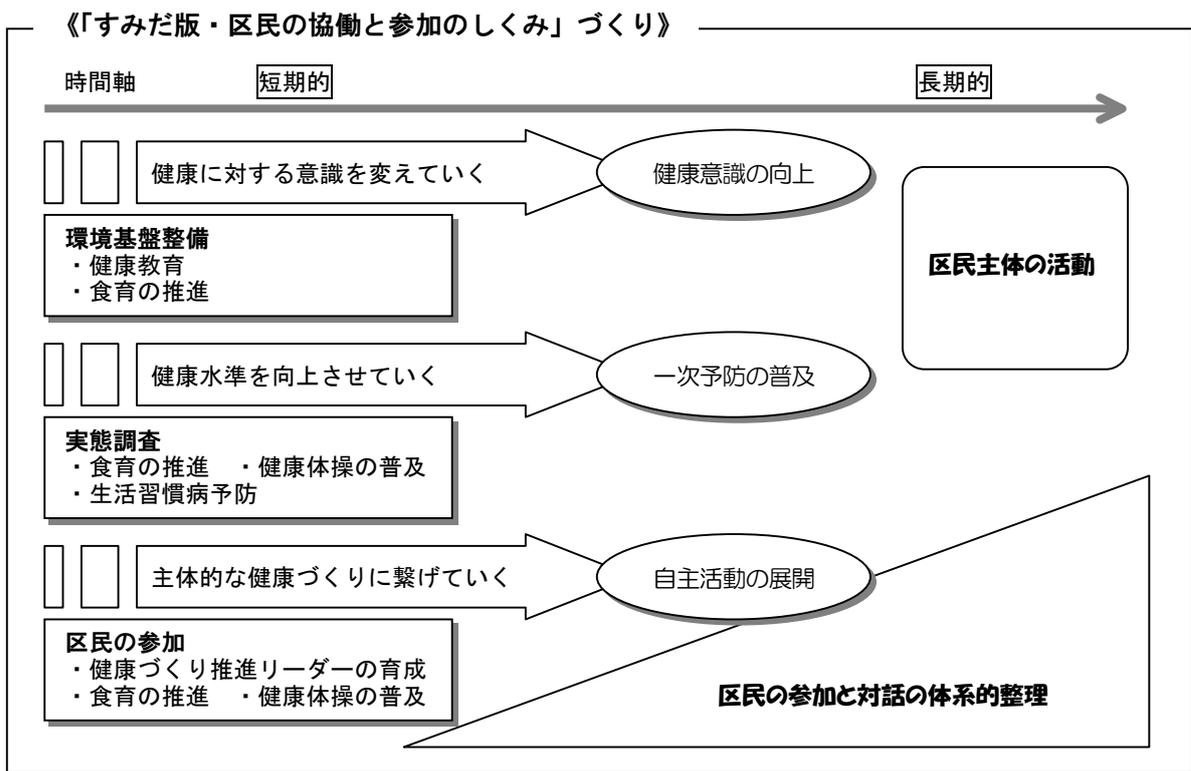
平成17年度(2005年度)の『健康』に関する区民アンケート調査の実施や既存データ等により区民の健康意識・実態を把握し、生活習慣病予防としての8分野「食生活・栄養」、「身体活動・運動」、「こころの健康・休養」、「たばこ」、「アルコール」、「歯の健康」、「とじこもり予防」、「自らの健康状態の把握」について、ライフステージに応じて具体的な取り組みを示しています。

(2) 数値目標の設定

生活習慣病予防及び親と子の健康づくりの各分野について、評価の視点を取り入れた具体的な数値目標を設定しています。

(3) 区民参加

健康づくりは、区民一人ひとりが主体的に取り組むことが基本であり、また、地域や職場、家庭がそれぞれ、その取り組みを支援する体制づくりが重要です。区では既に健康づくり協力店や地域活動栄養士の取り組み等の区民参加の健康づくりを進めていますが、今後についても健康意識の向上、一次予防の普及、自主活動の展開を一層推進し、区民の主体的な活動に結びつけていき、区民参加のもとで計画を推進します。



5

施策の体系

墨田区がめざす健康づくり

**生涯にわたり、健康に暮らせる
しくみをつくる**

基本理念

区民が主役の健康づくり

健康を支えあう地域づくり

健康を実現できる環境づくり

基本目標

施策の方向性

1 区民一人ひとりの健康づくりを支援する

- (1) 健康によい食生活を送る～食生活・栄養～
- (2) 生活の中に適度な運動を取り入れる～身体活動・運動～
- (3) ストレスに適切に対処する～こころの健康・休養～
- (4) 禁煙を心がける～たばこ～
- (5) 適量飲酒を心がける～アルコール～
- (6) 歯と口腔の健康を保つ～歯の健康～
- (7) 積極的に外出し、会話を楽しむ～とじこもり予防～
- (8) 自らの健康状態を把握し、生活習慣を改善する
～がん・高血圧・脳血管疾患・心臓病・糖尿病～

2 親と子の健康づくりを支援する

- (1) 思春期の健康づくりを支援する
- (2) 安心・安全な妊娠・出産を支援する
- (3) 子どもの保健医療の環境を整備する
- (4) 子どものこころの安らかな発達と育児不安を軽減する

3 だれもが生きがいを持って暮らせる地域づくりを支援する

- (1) 身体障害者・知的障害者の健康づくりを支援する
- (2) 精神障害者の健康づくりを支援する
- (3) 難病の人を支援する
- (4) 地域リハビリテーションを強化する
- (5) 公害保健を充実する
- (6) 健康を支えあう家族を支援する

4 生活環境における保健衛生上の安全と安心を確保する

- (1) 食品の安全を確保する
- (2) 安心な生活環境をつくる
- (3) 薬事の適切な環境をつくる
- (4) 動物の衛生と愛護の環境をつくる
- (5) 感染症のまん延を防止する
- (6) エイズ・性感染症から身を守る
- (7) 結核から身を守り、まん延を防止する
- (8) 薬物の乱用から身を守る
- (9) 健康にやさしい都市環境をつくる

5 適切な保健医療体制づくりを進める

- (1) 保健の環境を整備する
- (2) 地域医療を充実する
- (3) 健康危機管理体制を確立する

数値目標設定

6

現状と目指す数値目標（一覧）

本計画は、「墨田区が目指す健康づくり」の実現を図るため、生活習慣病予防及び親と子の健康づくりを具体的に推進する目標値を設定しました。

目標値は以下の点を考慮し、作業部会及び分野別ワーキングにおいて検討しました。

- ・国や東京都の目標値と比較して、墨田区の現状値が劣る指標については、国や東京都の水準に近づけるように今後の10年間の努力により目指すべき目標値を設定しました。
- ・国や東京都の目標値よりも墨田区の現状値が優れている指標については、良さをさらに延ばすことを考慮して今後の10年間の努力により目指すべき目標値を設定しました。
- ・喫煙や飲酒の害など、国や東京都の目標値が0%、100%となっている指標については、墨田区においても目標値をそれぞれ0%、100%と設定しました。
- ・区の事業等による事業効果が直接的には現れにくい指標については、「増加」「減少」という目標としました。

＜現状と目指す数値目標（一覧）＞

分野	指標	現状値	目標値	
健康によい食生活を送る	自分にとって適切な食事内容を把握している割合	20～79歳 63.0%*①	70%	
	朝食をとっている割合 ※中学生・高校生等：毎日食べている、食べない日もある ※20～39歳：週4日以上	中学生 90.1%*②	95%	
		高校生等 85.5%*②	90%	
	1日1食は主食・主菜・副菜を揃えたバランスのよい食事をとる割合	20～39歳 70.3%*①	80%	
	野菜を使った料理を1日2食以上とる割合	単身世帯 67.5%*①	増加	
	カルシウムを多く含む食品を十分にとる割合	20～79歳 63.3%*①	70%	
	適正な塩分濃度の味噌汁をうすいと感じる割合	20～79歳 64.4%*①	70%	
運動をする習慣がある割合 ※いつもしている、時々している	区民健康診査受診者	20～79歳 45.2%*③	減少	
		20～79歳 20.0%*①	63%	
		20～29歳 58.5%*①	60%	
		30～39歳 55.0%*①	60%	
		40～49歳 51.7%*①	60%	
		50～59歳 52.3%*①	60%	
		60～69歳 56.4%*①	70%	
	70～79歳 67.6%*①	70%		
きっかけがないため運動していない割合	20～79歳 63.6%*①	減少		
にストレスに適切	毎日をいきいきと充実してくらす割合※そう思う、まあそう思う	20～79歳 11.6%*①	80%	
	睡眠を適切にとる割合※十分にとれている、まあとれている	20～79歳 71.1%*①	80%	
	不安、悩み、ストレスを解消できていない割合 ※まったく解消できていない、あまり解消できていない	20～79歳 75.2%*①	減少	
	職場や学校にこころの問題について相談できる場がある割合	20～79歳 29.8%*①	増加	
禁煙を心がける	うつ病が病気であることを理解する割合	就学中・就業中の20～79歳 11.1%*①	増加	
		20～79歳 68.2%*①	100%	
		喫煙率	中学生 2.1%*②	0%
		高校生等 14.5%*②	0%	
		男性20歳以上 44.7%*④	39%	
	女性20歳以上 19.5%*④	14%		
	妊娠中の喫煙率 15.6%*⑤	0%		
	たばこの本人の健康への影響を理解する割合	20～79歳 92.5%*①	100%	
		20～79歳 71.7%*①	100%	
		20～79歳 67.6%*①	100%	
20～79歳 62.0%*①		100%		
20～79歳 50.4%*①		100%		
20～79歳 42.8%*①		100%		
20～79歳 27.3%*①		100%		
20～79歳 25.4%*①	100%			
受動喫煙の影響を理解する割合	20～79歳 54.0%*①	70%		
たばこの害について子どもと話す割合	6～19歳の子どもがいる親 72.9%*①	増加		

分野	指標	現状値	目標値
適量飲酒を心がける	1日3合以上の多量飲酒の割合	男性 20～79 歳 10.8%*① 女性 20～79 歳 4.2%*①	8% 2%
	未成年者の飲酒の割合	中学生 11.1%*② 高校生等 44.5%*②	0% 0%
	適度な飲酒量を理解する割合 ※1日0.5合まで、1日1合まで	男性 20～79 歳 72.0%*① 女性 20～79 歳 72.7%*①	増加 増加
	多量・長期間の飲酒の健康への影響を理解する割合		
	肝臓病	20～79 歳 90.2%*①	100%
	アルコール依存症・アルコール中毒	20～79 歳 80.0%*①	100%
	糖尿病	20～79 歳 58.5%*①	100%
	妊娠（胎児）への悪影響	20～79 歳 49.4%*①	100%
	脳卒中	20～79 歳 42.3%*①	100%
	動脈硬化	20～79 歳 39.8%*①	100%
乳幼児・青少年の発達への悪影響	20～79 歳 37.3%*①	100%	
心臓病	20～79 歳 31.5%*①	100%	
がん	20～79 歳 30.2%*①	100%	
	アルコールの害について子どもと話す割合	6～19 歳の子どものいる親 62.8%*①	増加
歯と口腔の健康を保つ	乳歯のむし歯予防	むし歯のある1歳6か月児 2.1%*⑥ むし歯のない3歳児 78.1%*⑥	1% 85%
	永久歯のむし歯予防	12歳DMF歯数 1.86歯*⑦ むし歯のない12歳児 32.7%*⑧	1.0歯 40%
	週1回以上子どもの口を観察する割合	#1 0～5 歳児 41.9%*① #1 6～11 歳児 27.6%*①	50% 50%
	食べたらず歯をみがく割合	#1 0～5 歳児 44.2%*① #1 6～11 歳児 48.3%*①	60% 60%
	フッ素配合の歯みがき剤を使う割合	3 歳児 50.0%*⑥ #1 6～11 歳児 55.2%*①	70% 70%
	かかりつけ歯科医を持つ割合	3 歳児 35.5%*⑥ #1 6～11 歳児 62.1%*①	50% 80%
	歯や歯ぐきの健康に満足する割合	20～79 歳 27.7%*①	38%
	60歳（55～64歳）で自分の歯を24歯以上持つ割合	55～64 歳 53.1%*①	60%
	重度の歯周病の予防（CPI最大コード3以上）	40 歳 31.9%*⑥	20%
	1日1回は時間をかけて歯をみがく割合	40～49 歳 75.0%*①	80%
	糸ようじ、歯間ブラシを使う割合	40～49 歳 48.4%*①	60%
	年に1回以上歯科健康診査を受ける割合	20～79 歳 27.6%*①	50%
	喫煙の歯周病への影響を理解する割合	40～79 歳 22.1%*①	100%
	積極的に外出し、 会話を楽しむ	健康だと思う割合*健康だと思う、まあ健康だと思う	65～79 歳 60.7%*①
生活に必要な外出でほぼ毎日外出する割合		要支援・要介護以外の65歳以上 47.5%*⑨	増加
余暇や仕事のためにほぼ毎日外出する割合		要支援・要介護以外の65歳以上 25.0%*⑨	増加
理由もなく気持ちがふさぐ割合*とてもよくある、時々ある		要支援・要介護以外の65歳以上 8.9%*⑨	減少
生きがいや楽しみがある割合		65～79 歳 69.8%*①	増加
学習活動等サークル活動へ参加する割合		65～79 歳 3.4%*①	増加
ボランティア活動へ参加する割合		65～79 歳 9.5%*①	増加
自らの健康状態を把握し、 生活習慣を改善する	糖尿病有所見者を減らす	要指導 40歳以上 8.8%*⑩ 要医療 40歳以上 11.0%*⑩	減少 減少
	高血圧有所見者を減らす	正常高値 40歳以上 47.0%*⑩ 軽症高血圧 40歳以上 33.0%*⑩ 中等度高血圧 40歳以上 8.6%*⑩ 重症高血圧 40歳以上 1.9%*⑩	減少 減少 減少 減少
	1年に1回、健康診査を受診する割合	20～79 歳 73.5%*① パートタイマー・フリーター 57.9%*① 専業主婦（夫）・家事手伝い 62.9%*①	75% 75% 75%
	適正体重（18.5≤BMI<25.0）を維持する割合	20～79 歳 68.0%*①	75%
	自分の体型を正しく理解する割合	20～79 歳 66.1%*①	90%
	自分の適正体重を把握している割合	20～79 歳 76.3%*①	90%

分野	指標	現状値	目標値
思春期の健康づくりを支援する	たばこの害について子どもと話す割合（たばこの再掲）	6～19歳の子どものいる親 72.9%*①	増加
	十代の喫煙率（たばこの再掲）	中学生 2.1%*② 高校生等 14.5%*②	0% 0%
	アルコールの害について子どもと話す割合（アルコールの再掲）	6～19歳の子どものいる親 62.8%*①	増加
	十代の飲酒率（アルコールの再掲）	中学生 11.1%*② 高校生等 44.5%*②	0% 0%
	飲酒や喫煙の害を認知している割合※よく知っている	中学生 16.2%*② 高校生等 31.7%*②	100% 100%
	薬物の害について子どもと話す割合	6～19歳の子どものいる親 68.2%*①	増加
	薬物を使うことは絶対にいけないと思う割合	中学生 91.6%*② 高校生等 89.9%*②	100% 100%
	学校保健委員会を開催している学校の割合	小学校 89.3%*⑩ 中学校 75.0%*⑩	100% 100%
	外部機関と連携した薬物乱用防止教育等を実施している小学校・中学校の割合	小学校 50.0%*⑩ 中学校 91.7%*⑩	100% 100%
	安心安全な妊娠・出産を支援する	妊娠11週以下での妊娠の届出率	72.9%*⑫
産後うつスクリーニング高得点率		8.5%*⑫	減少
子どもの環境を整備する	妊娠中の喫煙率（たばこの再掲）	15.6%*⑤	0%
	育児期間中の母親の喫煙率	20.8%*⑤	0%
	子どもや妊婦の前ではたばこを吸わない割合	20～79歳の喫煙者 66.7%*①	100%
	かかりつけ小児科医を持つ親(1～6歳)の割合	1～6歳の子どものいる親 87.6%*②	100%
	かかりつけ小児科医を持つ親(小学生)の割合	小学生の子どものいる親 78.3%*②	100%
	小児医療体制に不安や不満は特にない親の割合	0～6歳の子どものいる親 8.3%*② 小学生の子どものいる親 8.4%*②	増加 増加
子どもと育児不安を軽減する	子育てに対する不安感のある親の割合	0～6歳の子どものいる親 44.0%*② 小学生の子どものいる親 41.7%*②	減少 減少
	心身ともに調子がよい母親の割合	1歳6か月児の親 62.3%*⑬	増加
	育児に参加する父親の割合	0～6歳の子どものいる親	
	*自分からすすんで協力する(a)	(a) 43.8%*②	増加
	*頼めば協力する(b)	(b) 42.8%*②	増加
	小学生の子どものいる親	(a) 42.6%*② (b) 43.0%*②	増加 増加
3・4か月児健康診査時に母乳育児（混合含む）をしている母親の割合	77.0%*⑭	増加	

<出典>

- *①「健康」に関する区民アンケート調査（平成17年）
 - *②墨田区次世代育成支援のための調査報告書（平成16年）
 - *③区民健康診査会場における適正塩分味噌汁の試飲及びアンケート調査（平成15年）
 - *④区民健康診査時の問診結果（平成16年）
 - *⑤東京都内の妊産婦の喫煙・飲酒状況の実態調査（平成16年）
 - *⑥歯科健康診査（1歳6か月児、3歳児、成人）（平成16年度）
 - *⑦東京の歯科保健（平成17年）
 - *⑧東京都の学校保健統計書（平成16年度）
 - *⑨高齢者の生活実態・意識調査等報告書（平成17年）
 - *⑩地域保健・老人保健事業報告（老人保健編）（平成15年）
 - *⑪墨田区教育委員会（平成16年）
 - *⑫墨田区の福祉・保健（平成17年版）
 - *⑬1歳6か月児健康診査アンケート（向島保健センター）（平成17年9月）
 - *⑭3・4か月児健康診査（平成17年）
- #1：当該年齢の子どもを持つ親の回答

7

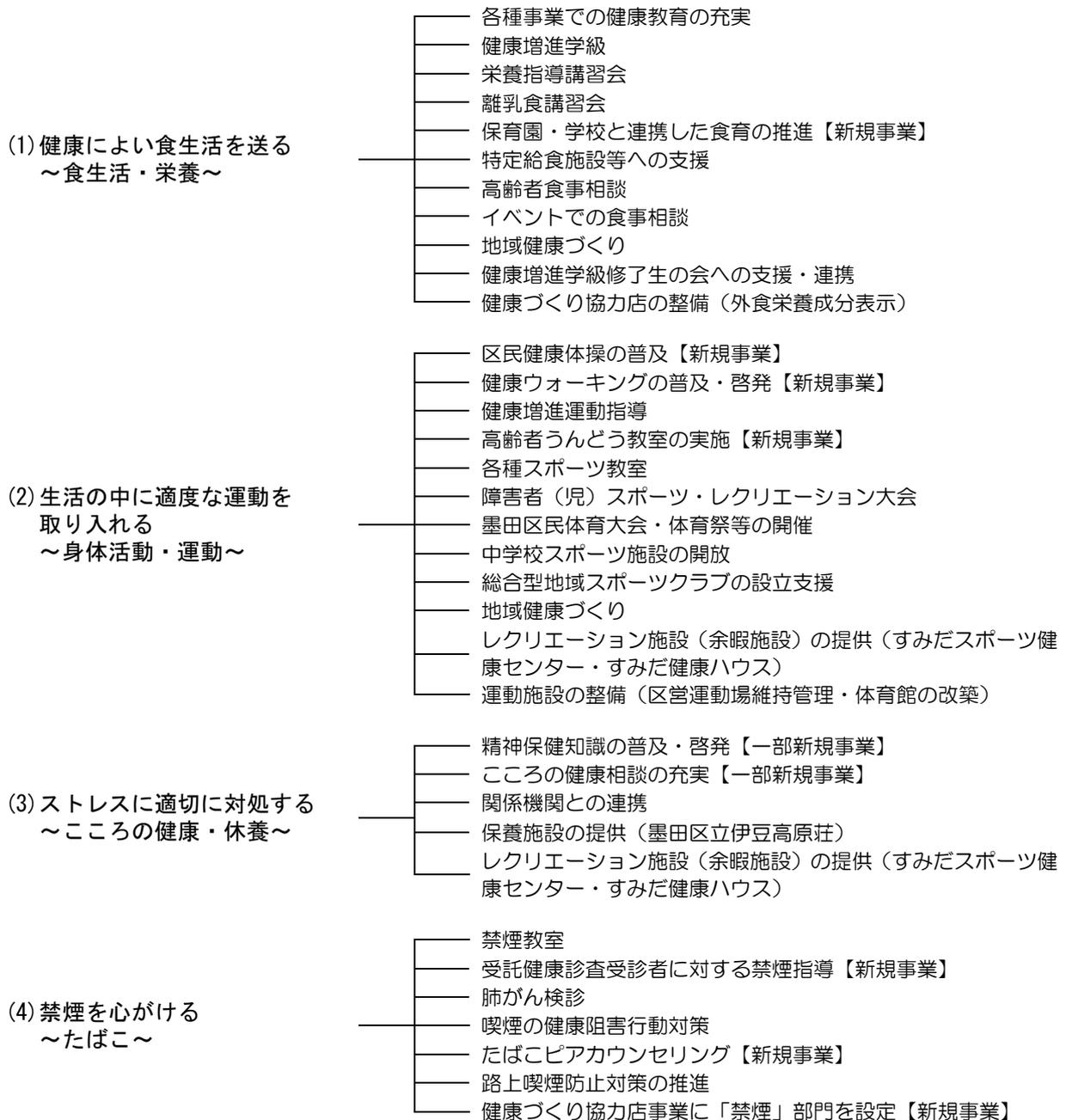
区民一人ひとりの健康づくりを支援する

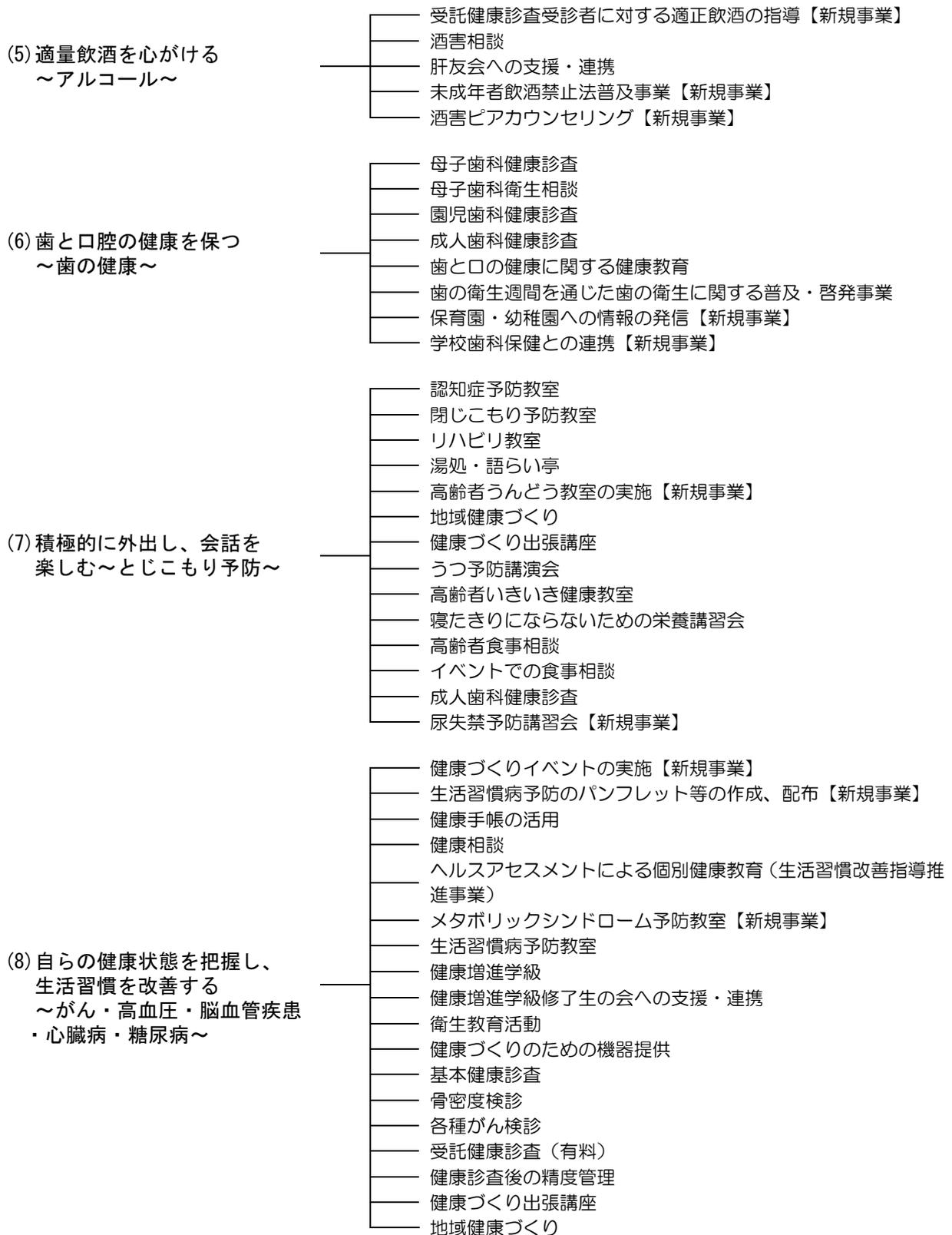
<基本的な考え方>

生活習慣病の患者及びその予備軍が増加しており、また対象者が低年齢化しています。区民一人ひとりが生活習慣の改善の必要性を理解し、生活習慣改善に向けた取り組みを進めていくことが望まれます。また、高齢期になっても、いつまでも自立して、いきいきと暮らしていけることが大切です。寝たきりにならないための予防が重要となります。

区民の健康づくりを効果的に推進するために、「食生活」「身体活動」等、生活習慣改善のための各分野と寝たきり予防のための分野について具体的な目標を設定し、その目標を達成するための施策を展開していきます。

<事業体系図>





以上、(1)～(8)の各分野の事業を展開していくにあたり、それぞれについて区民への普及啓発、自主グループ化の促進、地域資源との連携を進めていきます。

○区民への普及啓発

○自主グループ化の促進

○地域資源との連携

(1) 健康によい食生活を送る ～食生活・栄養～

<施策の展開>

- 区民一人ひとりにとって適切な食事内容・量・バランスについて、意識啓発を推進します。特に朝食の重要性について意識啓発します。
- 子どもの食育を推進します。
- 特定給食施設に対する栄養指導を行います。
- リーダーを育成し、自主グループ化を推進します。
- 外食産業との連携を図り、栄養成分表示の拡充を図ります。
- 地域資源（食関連団体）との連携を図ります。

(2) 生活の中に適度な運動を取り入れる ～身体活動・運動～

<施策の展開>

- 運動が健康にもたらす効果についての普及・啓発を図ります。
- 運動習慣を身につけるためのきっかけづくりを支援します。
- 手軽にできる運動として、健康体操の普及、ウォーキングメニューの提示・普及を図ります。
- ライフスタイルに応じた運動教室の実施を推進します。
- 総合型地域スポーツクラブの設立を支援します。
- 地域での自主的な取り組みを支援します。
- リーダーを育成し、自主グループ化を推進します。
- 地域資源（民間スポーツ施設、スポーツ教室）との連携を図ります。
- 健康づくり活動の実践の場となる運動施設の整備を推進します。

(3) ストレスに適切に対処する ～こころの健康・休養～

<施策の展開>

- うつ病をはじめとした精神疾患について、知識の普及・啓発を促進します。
- こころの相談ができる場を充実します。
- 地域の精神保健関係者と協力し、連携を図ります。
- 産業保健（企業）との連携を図ります。
- 区等が運営している各種の保養施設、レクリエーション施設（余暇施設）等、休養の場の提供を推進します。

(4) 禁煙を心がける ～たばこ～

<施策の展開>

- たばこの害について普及・啓発し、禁煙を心がける人を増やします。特に受動喫煙の害について理解する人を増やします。
- 肺がん検診を実施し、早期発見・早期治療を図ります。
- 健康診査やがん検診受診者に対して、健康教育や禁煙指導を実施します。
- たばこの害を知っている子どもを増やします。
- 路上喫煙防止対策を推進します。
- 地域や学校との連携を推進します。

(5) 適量飲酒を心がける ～アルコール～

<施策の展開>

- 長期間・多量飲酒の害について普及・啓発し、適正飲酒を心がける人を増やします。
- 酒害相談を行うとともに、多量飲酒者に対しては適正飲酒の指導を行います。
- 未成年者の飲酒禁止の普及を促進します。
- アルコールの害を知っている子どもを増やします。
- 地域資源（企業）との連携を図ります。

(6) 歯と口腔の健康を保つ ～歯の健康～

<施策の展開>

- 歯と口の健康の重要性について、年代層に応じた意識啓発を図ります。
- 80歳で歯を20本残そうという「8020（ハチマルニイマル）運動」を推進し、歯の喪失を抑制します。
- むし歯、歯周病予防の推進のため歯科健康診査の充実を図ります。
- かかりつけ歯科医を持ち、歯の健康について自ら管理できる人を増やします。
- 関連団体や学校・企業等地域資源との連携を図ります。

(7) 積極的に外出し、会話を楽しむ ～とじこもり予防～

<施策の展開>

- 健康的な生活習慣を送ることができるよう、適切な情報提供をすすめていきます。
- 健康づくり事業に参加しやすくするための条件整備に引き続き取り組みます。
- 閉じこもりとならないための保健・福祉の取り組みをすすめます。
- 要介護状態の予防のための事業に取り組みます。
- 健康づくりのための仲間づくりを支援します。

(8) 自らの健康状態を把握し、生活習慣を改善する
～がん・高血圧・脳血管疾患・心臓病・糖尿病～

<施策の展開>

- 生活習慣病についての知識の普及を進めます。
- 健康手帳の有効活用に向けた支援を展開し、内容の充実に努めます。
- 生活習慣を改善するために個別指導（ハイリスクアプローチ）や集団指導（ポピュレーションアプローチ）を進めます。
- 健康の自己管理のための支援を進めます。
- 健康診査やがん検診等の充実を図り、受診しやすい条件整備を進めるとともに、結果を踏まえた健康指導を充実します。
- 地域の健康づくり人材の育成を進め、地域からの健康づくりを促進します。

8

親と子の健康づくりを支援する

<基本的な考え方>

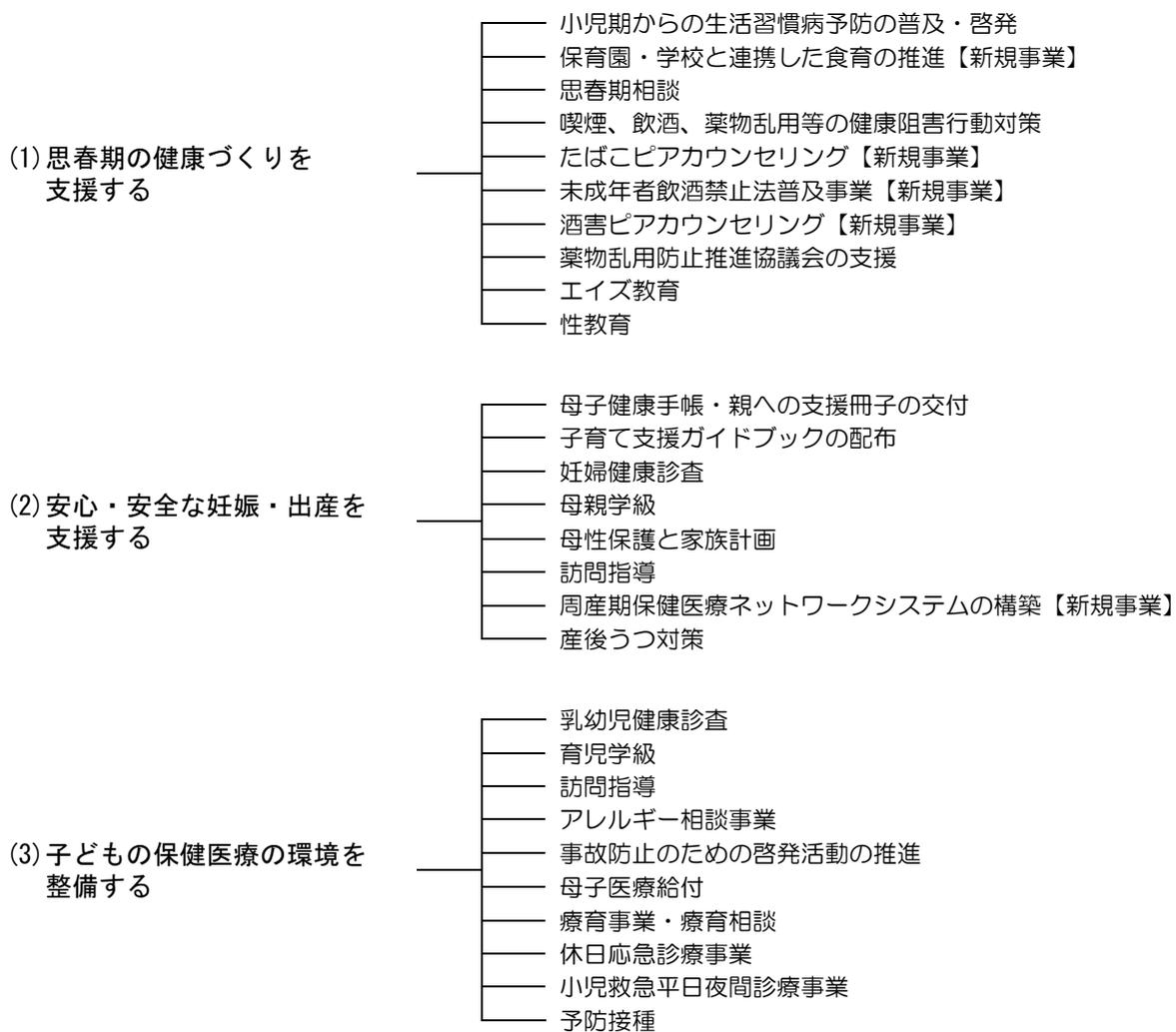
母子保健は生涯を通じた健康の出発点であり、次世代を健やかに育てるための基盤となるものです。安心して子どもを産み、ゆとりを持って健やかに子どもを育てるための家庭や地域の環境づくりが求められます。

また、虐待の増加や親子のこころの問題等の課題があり、地域全体での対応が求められます。

あわせて、次代を担う思春期の健康問題についての対応が必要です。

そのためには、小児医療・地域母子保健活動の水準の低下を防止する等、保健医療環境の確保も課題となります。

<事業体系図>



(4) 子どものこころの安らかな
発達と育児不安を軽減する

- 子育て支援総合センターの整備
- 育児学級
- 訪問指導
- 育児相談
- 乳幼児子育て相談
- 子育てグループ育成
- 子育て支援ガイドブックの配布
- 両親大学
- 小児期からの生活習慣病予防の普及・啓発
- 離乳食講習会
- 保育園・学校と連携した食育の推進【新規事業】
- アレルギー教室
- アレルギーに配慮した給食の提供
- 母子栄養食品給付
- 母子歯科健康診査
- 母子歯科衛生相談
- 園児歯科健康診査
- 保育園・幼稚園への情報の発信【新規事業】
- 学校歯科保健との連携【新規事業】
- 子どもを守るためのネットワーク

(1) 思春期の健康づくりを支援する

<施策の展開>

- 地域と学校保健との連携のもと、小児期からの生活習慣病を予防するための普及・啓発を進めます。
- 地域と学校保健との連携のもと、思春期のうつ等の心の問題に対応します。
- 喫煙、飲酒、薬物乱用等の健康を阻害する行動についての対策を推進します。
- 学齢期における性教育・エイズ教育を推進し、望まない妊娠の減少と性感染症の防止を図ります。

(2) 安心・安全な妊娠・出産を支援する

<施策の展開>

- 母子健康手帳の内容の充実と活用促進を図るとともに、子育て支援ガイドブックの活用促進を図ります。
- 母親学級や妊婦への健康診査等、妊娠・出産を支援する環境づくりを進めます。
- 周産期における保健・医療のネットワークを推進します。
- 産後うつの早期発見に向けた取り組みを進めます。

(3) 子どもの保健医療の環境を整備する

<施策の展開>

- 健康診査等により疾病・異常の早期発見・早期対応を図ります。
- アレルギー症状を持つ子どもの親に対する助言・相談を充実します。
- 子どもの事故防止に向けた啓発活動を進めます。
- 母乳育児を支援します。
- 小児救急医療体制の充実を図ります。

(4) 子どものこころの安らかな発達と育児不安を軽減する

<施策の展開>

- 子育て支援総合センターを核とした、地域における子育て支援体制を整備します。
- 母乳育児を推進します。
- 子育て支援ガイドブックの活用促進を図ります。
- 子どもとともに親も成長するよう、親としての役割を学習する機会の充実を図ります。
- 地域と学校保健との連携のもと、小児期からの生活習慣病を予防するための普及・啓発を進めます。
- 離乳食に関する指導を通じて、乳幼児期からのよりよい生活習慣づくりのための支援を行います。
- 地域や学校等と連携し、食育の推進を図ります。
- アレルギー症状を持つ子どもの親に対する助言・相談を充実させていくとともに、アレルギーに配慮した給食の提供に努めます。
- 歯科健康診査や歯科保健指導、相談指導等の内容の充実に努め、すこやかな歯の成長を支援します。
- 子育てに関わる区内関係機関の連携を図り、子どもへの虐待防止と早期発見に努めます。

9

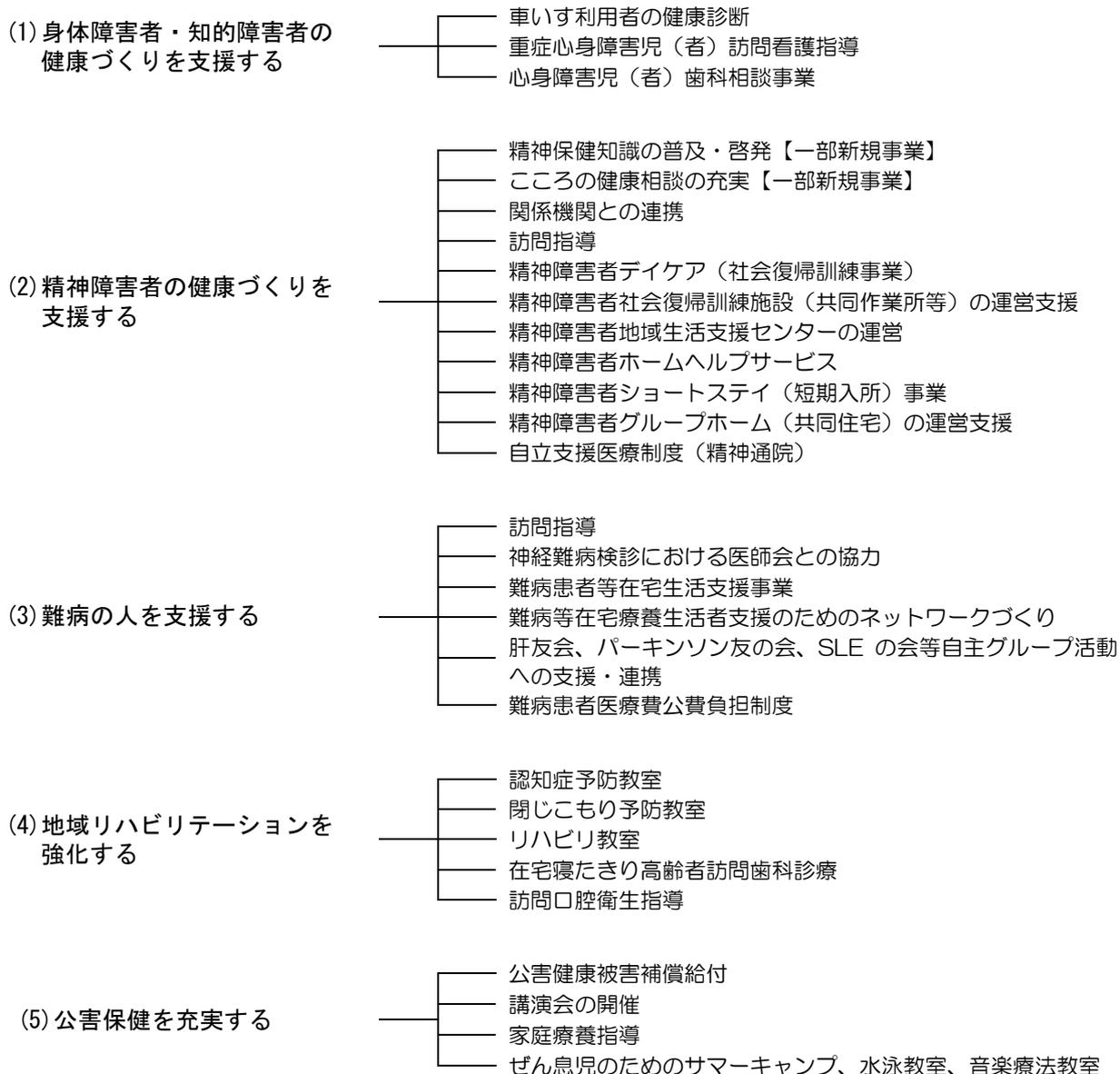
だれもが生きがいを持って暮らせる地域づくりを支援する

<基本的な考え方>

世界保健機構（WHO）憲章において、『健康がすべての人々の基本的権利のひとつである』と宣言されました。医療や介護が必要な人でも、そのもてる力を十分に発揮してその人なりの「健康」を追求し、住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、健康の回復・維持のための保健体制を整備していく必要があります。

そのためには行政の取り組みだけでなく、区民や地域の各グループ、団体、企業等が、手を取りあいパートナーシップのもと、ともに健康を創りあげていく体制づくりが求められています。

<事業体系図>



(6) 健康を支えあう家族を支援する

- 認知症のお年寄りを支える家族への支援
- 長期在宅療養者の家族への支援
- 精神障害者の家族への支援
- ダウン症児とその家族の交流支援（さくらんぼの会）
- 酒害相談
- 高齢者への虐待対策
- 高次脳機能障害の家族への支援

（１）身体障害者・知的障害者の健康づくりを支援する

<施策の展開>

- 在宅の障害者の相談の充実を図ります。
- 在宅の身体障害者の健康を支援するため、車いす利用者の健康診断を実施します。
- 重度の身体障害者及び知的障害者への訪問看護指導を実施し、在宅生活支援体制の充実を図ります。
- 通院困難な在宅療養中の障害者や高齢者が、その心身の特性にあわせて歯科疾患の予防、相談、治療が受けられるよう、かかりつけ歯科医を持つことの普及・啓発、専門医療機関との連携等、在宅訪問歯科診療体制の充実を図ります。
- 障害者（児）の歯科相談、口腔衛生指導の充実を図り、歯科医院での治療に結びつけていきます。
- 就労支援事業の充実を図ります。

（２）精神障害者の健康づくりを支援する

<施策の展開>

- 精神障害者を正しく理解する啓発活動や、区民の援助活動を積極的に展開します。
- 保健センターにおけるこころの健康相談、酒害相談、思春期相談等の精神保健相談の充実を図ります。
- 精神障害に取り組む区内外関係者や本人の参加による協議会を充実させ、地域生活を支援します。
- 地域生活支援センターを増設し、地域で安定した生活をするための相談や生活上の支援等を総合的に行います。
- ホームヘルプサービスやショートステイサービス等、在宅福祉サービスの充実により、地域生活を支援する体制を整備します。
- 精神障害者が自立した生活を送るために、グループホームの運営を支援し、グループホーム数を増やし、質の充実を図ります。
- 就労支援事業の充実を図るとともに、ハローワーク、教育関係機関等との連携を検討します。
- 権利擁護事業を推進します。
- 精神障害者本人グループ、地域家族会、ボランティアグループ等と協力し、地域で共に生きる地域ネットワークの形成を検討します。

(3) 難病の人を支援する

<施策の展開>

- 難病患者の早期発見及び指導相談体制の強化を図ります。
- 地区医師会が実施する神経難病検診に協力し、適切な医療と必要な生活支援につなげます。
- 難病患者等の在宅生活を支援するため、ホームヘルプサービス、日常生活用具の給付等在宅福祉サービスの提供を図ります。
- 難病患者等の療養生活を支援していくためのネットワークづくりを検討します。
- 小児慢性疾患にむけた体制整備を図ります。

(4) 地域リハビリテーションを強化する

<施策の展開>

- 障害のある人や要介護認定で自立と判定された高齢者等に対し、在宅での自立生活を支援するために、関係機関との連携により、必要な機能の回復、社会参加を促し、閉じこもりを予防することに重点を置いた介護予防を総合的に推進します。
- 保健所・保健センター、医療機関、地域包括支援センター、福祉施設等の連携体制を整備し、心身等の状態に応じて、地域で必要なりハビリテーションが受けられるよう支援を強化します。
- 通院困難な在宅療養中の障害者や高齢者が、その心身の特性にあわせて歯科疾患の予防、相談、治療が受けられるよう、かかりつけ歯科医を持つことの普及・啓発、専門医療機関との連携等、在宅訪問歯科診療体制の充実を図ります。

(5) 公害保健を充実する

<施策の展開>

- 大気汚染の影響による健康被害者に対し、法律に基づく補償給付を行います。
- 成人を対象とする講演会や相談会等では、知識の普及・啓発及び技術指導を行います。
- 幼児・児童等については、水泳教室、音楽療法教室及びサマーキャンプ等の体験を通して、身体づくりと考え方についての学習機会を提供します。

(6) 健康を支えあう家族を支援する

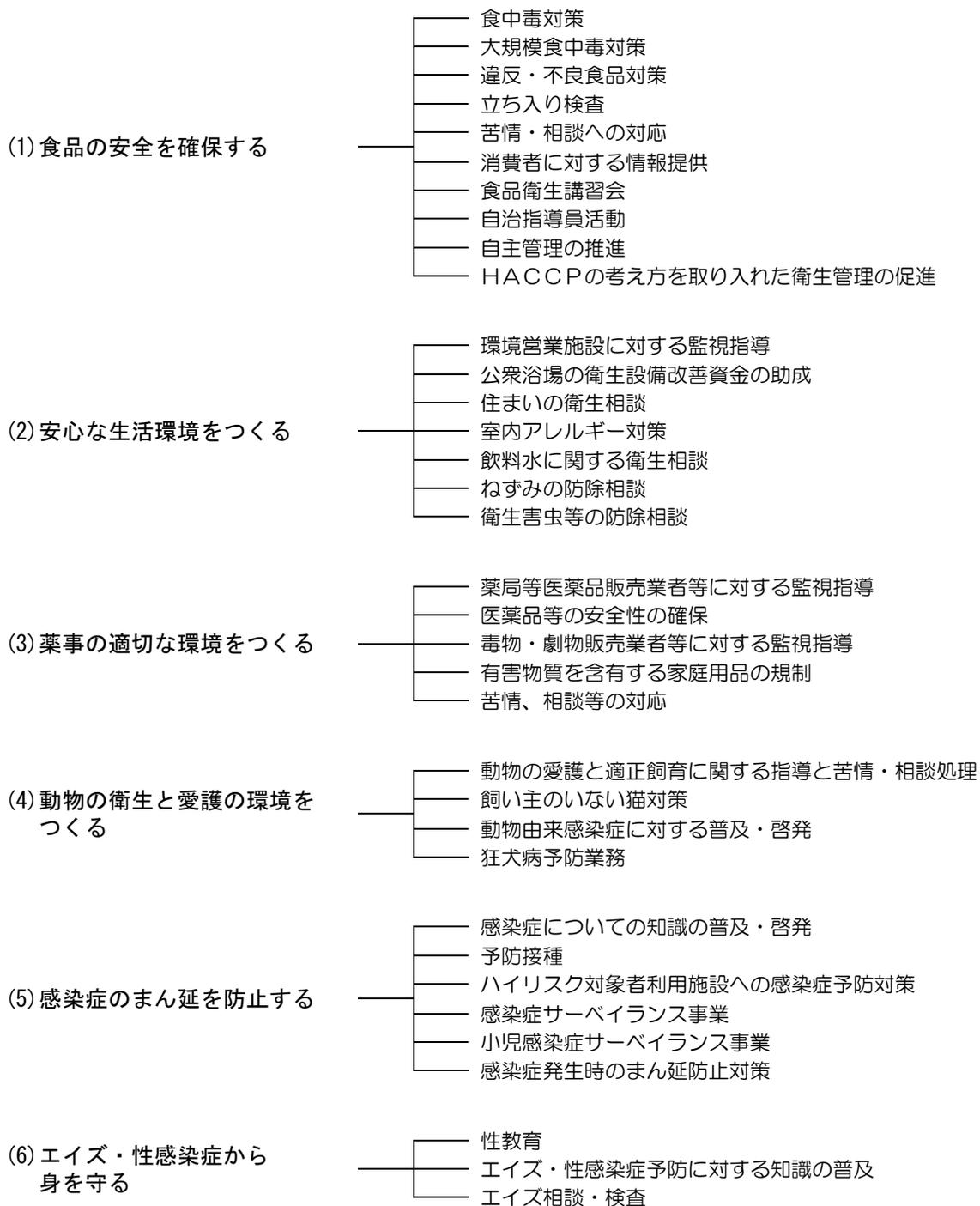
<施策の展開>

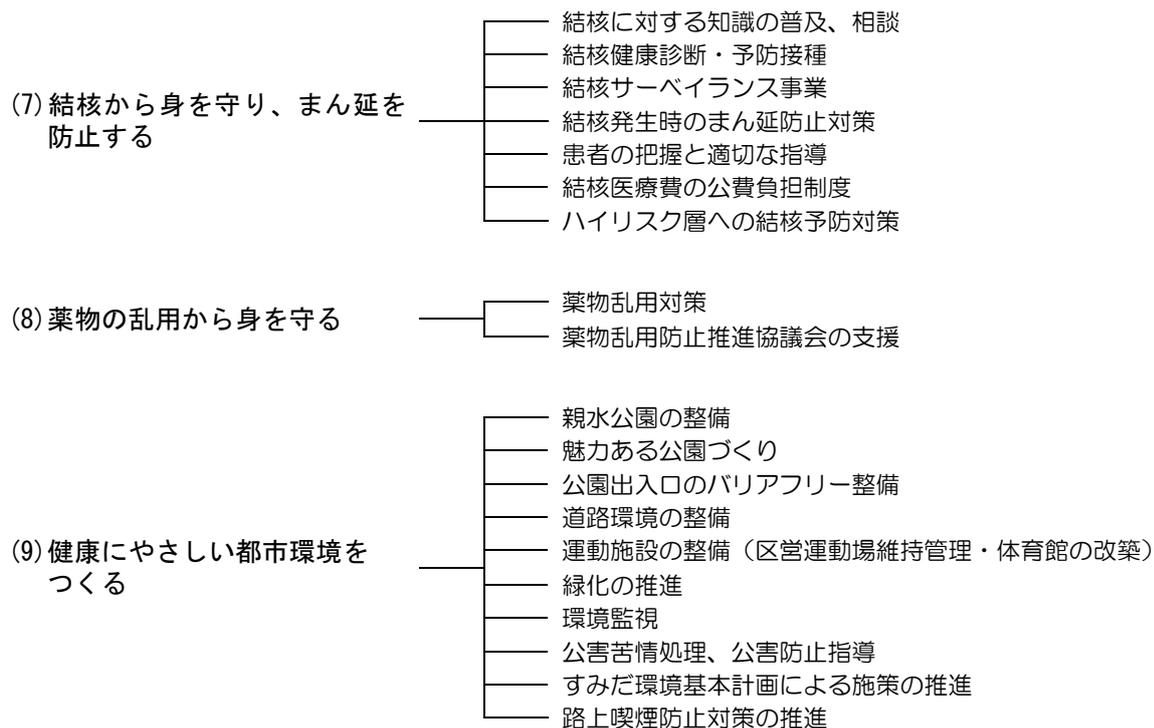
- 地域生活を継続していくために支援が必要な障害者や高齢者等の家族への支援を行うとともに、家族の健康づくりを推進します。

＜基本的な考え方＞

健康は都市基盤や自然環境等にも大きく影響を受けます。食品の安全、居住環境をはじめとした生活環境の安全、薬事、ペットとの共生、動物由来感染症への対応、また、その他の感染症への対応やまちづくり全般について等、区民を取り巻く環境を健康に資するものに整備し、健康的で快適なまちづくりを進めていく必要があります。

＜事業体系図＞





(1) 食品の安全を確保する

<施策の展開>

- 食品の生産・製造から消費に至る各段階における衛生管理の充実を図るため、国、東京都や関係団体との連携のもと、食品営業施設や流通する食品に対し、監視指導・検査を行うとともに、残留化学物質、輸入食品の検査を強化し、食中毒等食品衛生事故の発生防止と食品衛生向上のための対策強化を図ります。
- 食中毒が発生した場合には、食品衛生担当部門と感染症担当部門等、関係機関との連携を密にして疫学的調査を実施し、その原因食品や原因物質の究明を行い、食中毒の拡大・再発防止に努めます。また、大規模食中毒発生時に備えた体制の整備等、食中毒対策の強化を図ります。
- 平常時における営業施設の監視や収去検査の結果、違反や取り扱い不良等が指摘された場合は、改善向上のための指導を行います。
- 違反・不良食品の発見や、食中毒事故の発生時には、食品の回収、廃棄、施設の改善、営業の停止を命令する等、違反・不良食品の一掃や事故の再発防止を期します。
- 食品等に関する苦情相談の対応を充実するとともに、食品営業者、区民・消費者に対し、広報活動、講演会等を通じて、食中毒の防止や食品衛生一般についての正しい知識に関する情報の提供を進めます。
- 区が委嘱している食品衛生推進員や、食品衛生協会の自治指導員と連携し、食品営業者による自主的衛生管理を支援・指導していきます。可能な施設にはHACCP（ハサップ）の考え方を取り入れた衛生管理を導入できるように、指導・助言に努めます。
- 食品に関する、食品事業者・区民・行政等による意見交換会（リスクコミュニケーション）や学習会を実施し、食品に対する不安の解消に努めます。

(2) 安心な生活環境をつくる

<施策の展開>

- 理容所・美容所・クリーニング所・興行場・旅館・公衆浴場等、区民の日常生活と密接な関係のある環境営業施設に対する監視指導の充実強化を図るとともに、施設の自主管理を支援していきます。
- 住まいに発生するダニ・カビや衛生害虫等の生活環境に関わる衛生問題に対して、総合的な相談体制の確立を図ります。
- 住居環境を原因（ホルムアルデヒド、トルエン、パラジクロルベンゼン等の住宅の内装材や家具から発生する有害化学物質やチリダニ等）とするアレルギー問題について、原因物質の除去等に向けた相談指導を行います。
- ビル、マンションのタンク施設の衛生相談を行い、その衛生管理の普及・啓発を図ります。また、飲料水の水質検査を実施し、安全で衛生的な飲料水の確保に努めます。
- 地域の衛生的環境を確保するため、地域と一体となって、ねずみ、ハエ、カ等衛生害虫の発生の抑制を図ります。

(3) 薬事の適切な環境をつくる

<施策の展開>

- 区民に供給される医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療器具の品質、有効性及び安全性を確保するため、薬局等医薬品販売業者に対する監視指導を行います。
- 毒物・劇物の安全管理を確保するため、毒物・劇物販売業者等に対する監視指導を行います。
- ベビー用品、洗剤、寝具等の家庭用品等に含まれる有害化学物質による健康被害の防止を図るため、これらの家庭用品の規制を行うとともに、苦情・相談への対応を行います。

(4) 動物の衛生と愛護の環境をつくる

<施策の展開>

- 区報やケーブルテレビ、パンフレット等により、動物の愛護思想、正しい飼い方の普及・啓発を推進し、人と動物の共存できる、暮らしやすいまちづくりをめざします。
- 飼い主のいない猫いわゆる野良猫対策に取り組みます。
- 動物由来感染症についての知識の普及・啓発を図ります。
- 狂犬病の予防に万全を期すため、犬の登録、狂犬病予防注射を実施するとともに、犬による咬傷事故の発生防止に努めます。

(5) 感染症のまん延を防止する

<施策の展開>

- 講習会の開催、区報等による広報活動等により、感染症の予防思想の普及・啓発を行います。
- 法に基づく予防接種の普及を図り、平常時における感染症予防対策を推進します。
- 各種感染症のまん延を防止するため、発生時における迅速かつ的確な防疫活動を確保します。

(6) エイズ・性感染症から身を守る

<施策の展開>

- 性感染症及びHIV感染予防のための正しい知識の普及と理解を深めるため、家庭、学校、職場等あらゆる場面を通じた普及・啓発活動を展開します。
- 匿名での相談・検査を実施します。
- HIV感染者への支援、エイズ患者の在宅療養生活支援を図ります。

(7) 結核から身を守り、まん延を防止する

<施策の展開>

- 結核に関する知識の普及・啓発を図ります。
- 結核予防法に基づく健康診断を充実し、患者の早期発見と適切な治療、感染防止を図るとともに、迅速かつ的確な状況の把握、防疫活動の確保により結核のまん延を防止します。
- 結核に感染するリスクの高い層に対する結核予防対策の強化を図ります。

(8) 薬物の乱用から身を守る

<施策の展開>

- 学齢期において薬物乱用の危険性を啓発します。
- 薬物乱用防止推進協議会の支援等をとおして、薬物乱用の危険性について普及・啓発を図ります。

(9) 健康にやさしい都市環境をつくる

<施策の展開>

- 健康で快適な都市環境の整備をめざし、公園等の整備、緑化の推進を図ります。
- 道路環境の整備を図ります。
- 健康づくり活動の実践の場となる運動施設の整備を推進します。
- 「すみだ環境基本条例」とこれに基づく「すみだ環境基本計画（18年度策定）」により、環境に配慮した施策を進めます。
- 工場認可や公害防止指導により公害の未然発生防止に努めるとともに、大気中の有害物質の調査や、自動車騒音の測定等、区内の環境に対する監視を行っていきます。
- 環境情報の提供や、様々な年齢層に対する環境保全と健康にやさしい都市環境づくりへの意識啓発を図ります。

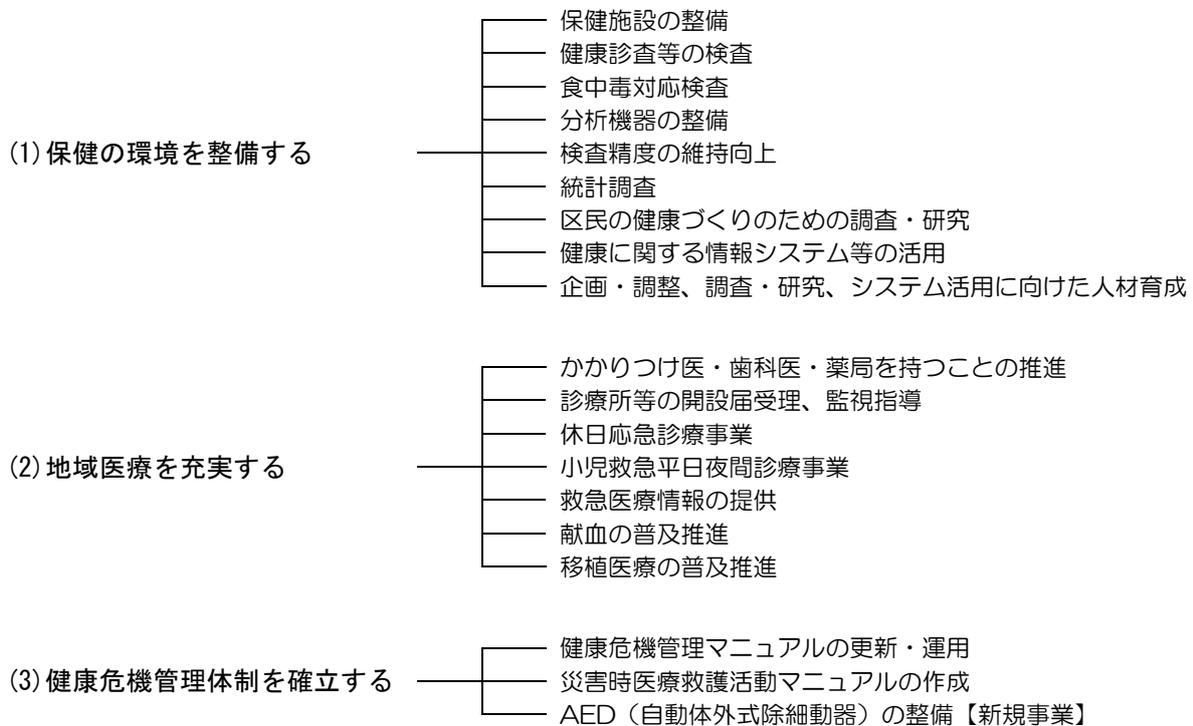
＜基本的な考え方＞

区民の健康を支えるための基盤として、人的体制、施設・設備、しくみを充実していく必要があります。

様々な健康課題に適切に対応するため、保健・医療の環境を整備するとともに、区民の日常の健康管理にむけた医療環境の整備が求められます。

また、感染症や毒物・劇物事件の発生等、健康危機発生時に区民の健康と安全の確保、被害者の適切な救済を図るための健康危機管理体制の整備が重要です。

＜事業体系図＞



(1) 保健の環境を整備する

<施策の展開>

- 新墨田区保健所を建設し、保健サービス全般を実施する総合的な保健施設とします。
- 区民の健康及び公衆衛生の向上を目的として行われる各種保健サービス等について、科学的な裏づけを与えるための試験検査の充実を図るとともに、高度な技術を要する検査に対応していくための体制の整備を図ります。
- 既存の健康情報を整理、活用するとともに、計画の進捗管理のための調査等を実施します。
- 健康づくりを推進する上で必要な調査・研究体制を確立します。
- 区民の健康情報等のシステムであるすみだ健康情報システムの有効活用を図ります。
- 健康づくりについて適切な指導ができる専門職や、利用者が必要とする保健・医療・福祉サービスを総合的かつ計画的に提供できる専門職の確保、研修による資質の向上を図ります。
- 健康づくりを推進するために必要な企画・調整、調査・研究、情報システム活用等に向けた人材の育成に努めます。

(2) 地域医療を充実する

<施策の展開>

- 区民が身近な地域でかかりつけ医・歯科医・薬局を持てるよう、その定着の促進を図ります。
- 休日応急診療を行う等の救急体制を整備して在宅医療体制を確立し、その情報提供に努めます。
- 小児救急医療体制の充実を図ります。
- 安全な血液を確保するため、区報等を活用し、区民に献血に対する理解と協力が得られるよう普及・啓発に努めます。
- 移植医療についての区民の理解と協力を促し、ドナー（提供者）登録の普及を図ります。

(3) 健康危機管理体制を確立する

<施策の展開>

- 大規模食中毒、感染症や毒物・劇物による事件等、健康危機を予測・防止するとともに、解決のための初動対応体制、健康危機発生後の区民の健康と安全の確保、被害者の救済体制の整備等、健康危機に対する管理体制を整備します。
- 災害時医療救護活動マニュアルの充実や実地訓練の実施により、災害時の保健医療体制を整備していきます。

＜庁内組織＞

健康づくり施策のあり方を検討する庁内組織である「墨田区健康づくり推進本部」を通じて、情報交換と共有、連絡調整を密接に行い、健康づくり施策の総合的・効果的な推進を図ります。

＜区民、団体等との連携＞

区民の健康は、区民一人ひとりの主体的な取り組みが基本となりますが、区民の健康を社会全体で支えていくことが重要です。

地域や団体、学校、企業、医療機関などが一体となって健康づくりに取り組むため、区民及び区内の関連団体等で構成される「墨田区保健衛生協議会」において、区民の参画のもとで、計画の評価を行いながら推進します。

＜計画の評価体制＞

①平成 22（2010）年度に中間評価

「区民の健康づくり総合計画」では、分野別の評価指標を設定しています。これら指標の達成状況と事業の進捗状況を踏まえ、計画の中間年である平成 22（2010）年度に計画の見直しを行います。

評価指標には、健康診査や検診のデータのように実績データにより明らかとなるものだけでなく、平成 17（2005）年度に実施した「『健康』に関する区民アンケート調査」などをもとに設定している指標があり、中間の見直しにおいて、再度アンケート調査を実施し、区民の意識や取り組み等に関する指標について把握します。

②継続的なデータの蓄積と年度ごとの「見直し」

中間年及び改訂年度における総合的な「見直し」だけでなく、毎年、「目標達成を目指して何を行ったのか」「事業の進捗状況はどうか」を把握し、それを評価することが必要です。このような視点から、各年度の事業に対する取り組みの「見直し」を行います。

区民の健康づくり総合計画－概要版－

平成 18 年（2006 年）3 月

発 行 墨田区
〒130-8640 墨田区吾妻橋一丁目 23 番 20 号
電話：03-5608-1111（代表）

編 集 墨田区福祉保健部保健衛生担当保健計画課



すみだ やさしいまち宣言・人と地域と環境のために

毎月25日は
すみだ家庭の日